

制定 20240219保局第1号 令和6年2月29日

液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について

液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。)第9条第3項に規定する移動式製造設備については、その技術上の基準が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号。以下「LP則」という。)第64条第1項を準用しているように、一般消費者等へ液化石油ガスを供給するバルク供給のために導入された、いわゆる「新型バルクローリー」のことである。

当該新型バルクローリーによる一般消費者等への液化石油ガスの供給のための充填については、平成8年の法改正により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「LP法」という。)における充てん設備による一般消費者等への液化石油ガスの供給のための充填が、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。)における高圧ガスの製造から除外され、第一種製造者としての許可ではなく、充てん設備としての許可をもって可能となった。

令和3年度に、LP法における充てん設備としての許可をもって、当該充てん設備による一般消費者等以外の者への液化石油ガスの供給のための充填について、高圧法における第一種製造者としての許可の不要化に関する規制改革提案が一部の地方公共団体からなされた。

検討の結果、LP法における充てん設備としての許可申請等において確認されるLP法第37条の4第2項の経済産業省令で定める技術上の基準であるLP則第64条第1項に規定する基準への適合について、高圧法における第一種製造者としての許可申請等において高圧法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準である液石則第9条第3項で準用するLP則第64条第1項に規定する基準への適合を重複して同様に確認することを不要とすることで、審査手続きに係る業務負担の軽減及びそれに伴い事業者から徴収する手数料の低減を図ることとする。

なお、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第347号)においては、高圧法とLP法の両方の適用を受ける新型バルクローリーについて、LP法において技術上の基準への審査を行い、高圧法では重複して同様の審査は行わないということとした場合の審査手続きに係る業務負担の軽減に見合った手数料の標準となる金額が定められたところである。

これらを踏まえ、標記の件について、別添のとおり通知するものとする。

1. 新型バルクローリー及び従来型バルクローリーの新規許可の取扱い

LP則第64条第1項に規定する基準への適合を要するLP法第37条の4第1項の許可を受ける充てん設備(以下「新型バルクローリー」という。)と液石則第9条第1項及び第2項に規定する基準への適合を要する高圧法第5条第1項の許可を受ける第一種製造者の高圧ガスの製造のための施設としての移動式製造設備(以下「従来型バルクローリー」という。)については、両方での使用することを想定し、新型バルクローリーに係る高圧法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準は液石則第9条第3項で準用するLP則第64条第1項に規定する基準とし、従来型バルクローリーに係るLP法第37条の4第2項の経済産業省令で定める技術上の基準はLP則第64条第2項で準用する液石則第9条第1項に規定する基準とする旨規定している。そのことを踏まえ、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 新型バルクローリーを使用して高圧法における高圧ガスの製造を行おうとする者の場合、高圧法第5条第1項の許可に係る要件の審査のうち、液石則第9条第3項で準用するLP則第64条第1項に規定する基準への適合は、LP法の許可時の審査によりその適合が担保されることから、高圧法における当該要件の審査は、充てん設備の許可証等によってその事実関係を確認することのみとする。

なお、この場合の手数料の標準となる金額については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号。以下「手数料標準令」)46の項下欄の口柱書き中の6千円とする。

- ② 従来型バルクローリーを使用してLP法における一般消費者等へ充填しようとする者の場合、LP法第37条の4第1項の許可に係る要件であるLP則第64条第2項で準用する液石則第9条第1項に規定する基準への適合は、高圧法の許可時の審査によりその適合が担保されることから、LP法における当該要件の審査は、第一種製造者の許可証等によってその事実関係を確認することのみとする。

なお、上記手続き内容を踏まえ、各地方公共団体において事務処理の効率化が図られるなど合理的な理由がある場合には、手数料標準令で定める標準額と異なる手数料額を定めることも考えられ、手数料標準令の解釈においても「地方公共団体が政令で定める手数料の金額と異なるものを定める場合には、合理的な理由が必要となるものである」と解されている。

2. 高圧法における変更許可となる新型バルクローリーの取扱い

高圧法においては、事業所ごとの許可等の手続きとなっているため、高圧法第5条第1項の許可を受けた第一種製造者の事業所について、下記のような場合には、高圧法第14条第1項の規定により製造のための施設等の変更として、新規許可ではなく、変更許可となっている。

- ・製造設備が定置式製造設備である既存の製造施設に新たに新型バルクローリーを設置する場合
- ・新型バルクローリーの設置台数を増加する場合

しかし、LP法の許可時の審査によりLP則第64条第1項に規定する基準の適合が担保されることに変わりはなく、高圧法における当該要件の審査は、充てん設備の許可証等によってその事実関係を確認するのみで良いことから、この場合は、事業所の処理容積に変動はないものとして扱って差し支えない(手数料標準令47の項下欄の口(11)その他の場合を適用)。

3. 新型バルクローリー及び従来型バルクローリーに係る変更の工事の取扱い

新型バルクローリー又は従来型バルクローリーについて、高圧法第14条第1項の規定による変更手続きとLP法第37条の4第3項で準用するLP法第37条の2第1項の規定による変更手続きは、次のとおり取

り扱うこととする。

- ① 新型バルクローリーに係る変更の工事のうち、LP則第66条第1号及び第2号の工事については、LP法により安全性が担保されるため、当該変更の工事を液石則第16条第1項第1号中「保安上特段の支障がないものとして認められていたものへの取替え」として取り扱うこととする。
- ② 従来型バルクローリーに係る変更の工事のうち、液石則第16条第1項第1号の工事については、高圧法により安全性が担保されるため、当該変更の工事をLP則第66条第2号中「保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え」として取り扱うこととする。

4. 高圧法とLP法両法への同時申請に係る審査について

- ① 新型バルクローリーに係る許可又は変更許可に係る申請が、LP法と高圧法両法へ同時に行われた場合、LP法第37条の4第1項の許可済みである新型バルクローリーを使用して高圧ガス保安法における高圧ガスの製造を行おうとする場合と同様の手続きにより審査することとする。この場合、LP則第64条第1項に規定する基準はLP法の審査により安全性の担保を図ることとし、審査結果の共有などにより、その事実関係のみを確認し合えばよく、同時に重複して同様の審査を行うことは要しない。
- ② 従来型バルクローリーに係る許可又は変更許可に係る申請が、高圧法とLP法両法へ同時に行われた場合、液石則第9条第1項に規定する基準は高圧法の審査により安全性の担保を図ることとし、審査結果の共有などにより、その事実関係のみを確認し合えばよく、同時に重複して同様の審査を行うことは要しない。

5. 完成検査及び保安検査について

手数料標準令50の項の下欄の括弧内に掲げるLP法第37条の3第1項は、充てん事業者には準用されておらず、完成検査の手数料は、同令46の項の許可手数料の金額の四分の三に相当する金額となる。

なお、許可を受け、製作し、完成した設備が許可の内容のとおり技術上の基準に適合したものとなっているかを確認する完成検査、使用後、設備が技術上の基準に適合した状態を維持しているかを確認する保安検査については、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 完成検査について、新型バルクローリーはLP法において、従来型バルクローリーは高圧法において検査を行い、高圧法とLP法が重複して実地にて同じ検査を行うことは要しない。
この場合、高圧法における新型バルクローリーの完成検査は、LP法の完成検査証の確認をもって、LP法における従来型バルクローリーの完成検査は高圧法の完成検査証の確認をもって行い、その確認した完成検査証をそれぞれ高圧法、LP法の完成検査証としてみなすこととし、新たに完成検査証を交付することを要しない。なお、保安検査証によって技術上の基準に適合していることが証されているものにあつては、当該保安検査証の確認をもって完成検査とし、当該保安検査証を高圧法又はLP法の完成検査証とみなすこととする。
- ② 保安検査について、高圧法における新型バルクローリーに係る保安検査は、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和58年通商産業省告示第291号)第13条第2項第3号に規定するとおり、LP法第37条の6第1項本文の保安検査を受けているもの等は保安検査の対象とする施設から除外しているため不要となっているが、LP法における従来型バルクローリーに係る保安検査は、高圧法の保安検査証の確認をもって行い、その確認した保安検査証をLP法の保安検査証とみなすこととし、新たに保安検査証を交付することを要しない。

6. その他(留意事項)

液石則第9条第3項中「第1号から第4号までの規定にかかわらず」と「第5号」がない規定となっているため、同号が新型バルクローリーには適用されるといった誤った判断をされることのないように念のために記すものであるが、平成9年の省令改正時に、LP則第64条第1項第19号が整備されていなかったことに伴う影響であり、平成11年に同号が規定されているため問題はないところであるが、規定の適正化として、今後、省令改正を予定。

(参考) 新型バルクローリーについて、高圧法の許可を取得する場合の手数料の標準となる金額

① 新規許可の場合	6,000 円
② 変更許可(高圧法における増設のための変更許可に限る。)の場合	3,200 円
③ 完成検査の場合	不要
④ 保安検査の場合	不要

以上